

4 勤め先の健康保険などに加入した後は、国民健康保険被保険者証は使用できません

勤め先の健康保険などへ加入した場合、その健康保険が優先され、国保の被保険者の資格がなくなります。医療機関を受診する場合は、新しい健康保険被保険者証などを提示してください。資格を喪失し

たにも関わらず、国保の給付を受けると不当利得になり、後日市に医療費の保険給付分を返還していただくことになります。

Q1 どんな時に不当利得に該当しますか？

- A** 例えば、次の場合に該当します。
- ・会社に就職して健康保険の適用となったが、被保険者証の交付が遅れたため国民健康保険被保険者証を使用してしまった。
 - ・医師国保や建設国保など国保組合にさかのぼって加入した。

Q2 医療費の保険給付分の返還とは何ですか？

- A** 国保に加入している方が医療機関などを受診する際は、窓口で保険証を提示すると窓口での負担は3割（2割または1割）となり、残りの7割（8割または9割）は市の国保から医療費の給付分として医療機関などへ支払われます。このため、資格喪失後の受診により、不当利得の該当となった場合は、この医療費の給付分を市の国保へ返還していただきます。

Q3 医療費の返還後の手続きは？

- A** 医療費の返還が確認でき次第「診療報酬明細書（レセプト）の写し」を郵送しますので、新たに加した健康保険などにお問い合わせください。

5 限度額適用・標準負担額減額認定の申請

国保には外来・入院共に、同一医療機関における同一月内での個人単位の医療費自己負担額が一定の金額までとなる「限度額適用認定」や、入院時の食事の自己負担額が減額される「標準負担額減額認定」の制度があります。対象になると思われる方は、事前に申請してください。

※すでに認定証をお持ちの方には、更新の案内を7月下旬に郵送します。

認定対象者

- ▶ **限度額適用認定**…①70歳未満で、国保税に未納がなく、税申告をしている世帯の方 ②70歳以上で住民税非課税世帯の方

- ▶ **標準負担額減額認定**…市民税非課税世帯の方

申請に必要なもの 保険証、印鑑（スタンプ印不可）、現在お持ちの認定証、高齢受給者証（お持ちの方）、過去1年間の入院日数の分かる領収書（入院日数が90日を超えている方のみ）

6 高齢受給者証の負担割合の再判定

70歳以上で国保に加入している方の医療費の負担割合を、前年所得に応じて再判定し、新しい高齢受給者証を7月末に送付します。

8月1日以降、医療機関などで受診する際には、保険証と新しい高齢受給者証（色は白色）を提示してください。今までの受給者証（色は薄だいたい色）は使用できません。

●基準収入額適用申請

負担割合が3割と判定された方でも、前年の収入が次のいずれかに該当する方は、申請をすることで負担割合が1割または2割に変わる場合があります。

該当する方には申請書を送付しますので、申請してください。

- ①70歳以上の国保に加入している方が世帯に1人の場合で、その方の収入額が383万円未満
- ②70歳以上の国保に加入している方が世帯に2人以上いる場合で、その方たちの収入の合計額が520万円未満
- ③70歳以上の国保に加入している方の収入が383万円以上で、同一世帯の後期高齢者医療制度に加入している方との収入の合計額が520万円未満

国民健康保険(国保)のお知らせ

問合先 保険年金課国民健康保険担当 (☎65・2103)

1 国民健康保険税(国保税)の納税通知書と納付書を発送します

26年度の国保税の納税通知書と納付書を7月中旬に発送します。納付書は、全期別分(8期分)を一括して送付しますので、期別や納期限をご確認の上、納付してください。前納報奨金は付きませんが、1年分をまとめて納めることもできます。

また、年度途中で税額に変更があった場合には、税額を変更した納税通知書と納付書を改めて送付します。ただし、口座振替の方や年金から天引きされる方へは、納税通知書のみを送付します。

▼26年度国保税納期一覧

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納期月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	27年1月	27年2月

国保税を算出するのに、26年度から下記のとおり国保税の均等割と平等割の軽減措置を拡充します。

●軽減対象となる所得基準額

▶2割軽減

【25年度まで】33万円+35万円×被保険者数

【26年度から】33万円+45万円×被保険者数

▶5割軽減

【25年度まで】33万円+24万5千円×(被保険者数-世帯主)

【26年度から】33万円+24万5千円×被保険者数

2 国保税の納め方

国保税の納税義務者は世帯主です。世帯主が会社の健康保険や後期高齢者医療保険などに加入している場合でも、世帯の中で1人でも国保に加入していれば、世帯主が国保税の納税義務者になります。

国保税の納め方には、納付書や口座振替で納付する普通徴収と年金から天引きされる特別徴収の2通りがあります。特別徴収は次の①～③全てに該当する方が対象となります。

①国保の加入者全員が65歳以上75歳未満で構成されている世帯の世帯主

※国保に加入していない世帯主を除く。

②既に介護保険料が特別徴収されている65歳以上の方で年間18万円以上の年金受給者

③国保税と介護保険料の1回当たりに徴収する金額が、2か月に1回支給される年金受給額の2分の1を超えない方

●「年金からの天引き」と「口座振替」の選択ができます

年金から天引きされる(特別徴収)方でも、口座振替による納付(普通徴収)に変更できます。変更を希望する方は、保険年金課に申し出ください。

持ち物 ①国民健康保険被保険者証(保険証)

②通帳 ③通帳で使用している印鑑

※すでに口座振替を申し込んでいる方は②、③は不要です。

3 他の健康保険をやめた時などは、14日以内に届け出が必要

国保の資格が新たに発生したり、資格要件が変わったりしたときなどは、14日以内に届け出をしてください。14日以内に届け出をしなかった場合、医療費が全額自己負担になることがありますのでご注意ください。

届け出が必要な場合

▶国保に入るとき…①他市町村から転入してきた

とき ②今まで入っていた健康保険をやめたとき ③子どもが生まれたとき

▶国保をやめるとき…①他市町村へ転出したとき ②他の健康保険に入ったとき ③亡くなったとき

▶その他…住所、氏名、世帯主が変わったとき

保険料の計算

$$\text{26年度の保険料額} = \text{均等割額 (45,761円)} + \text{所得割額 (総所得金額など - 330,000円) × 9.00\% (所得割率)}$$

保険料額は、1人ずつ均等に負担していただく「均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」の合計額です。なお、1人当たりの上限額は年間57万円です。

保険料の減額・減免

後期高齢者医療保険料の減額・減免制度には、次のものがあります。

種類	対象者	減額・減免内容
所得状況に応じた減額 (均等割額)	総所得金額などの合計が33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下かつ年金以外の所得がない世帯	均等割額を9割減額 (減額後均等割額4,576円)
	4月1日現在の世帯状況において、同じ世帯に属する「世帯主」と「後期高齢者医療被保険者」の総所得金額などの合計額	均等割額を8.5割減額 (減額後均等割額6,864円)
	総所得金額などの合計が33万円を超え、33万円+24万5千円×(被保険者数)以下の世帯	均等割額を5割減額 (減額後均等割額22,880円)
	総所得金額などの合計が33万円を超え、33万円+45万円×(被保険者数)以下の世帯	均等割額を2割減額 (減額後均等割額36,608円)
所得状況に応じた減額 (所得割額)	「後期高齢者医療被保険者」本人の総所得金額などの合計から33万円を引いた金額が58万円以下の方	所得割額を5割減額
被扶養者だった方への 保険料の特例措置	後期高齢者医療の被保険者になる前日に会社の健康保険や共済組合などの被扶養者だった方(これまで自分で保険料を払っていなかった方)	均等割額を9割減額 (減額後均等割額4,576円) 所得割額は課せられません
被災	災害により著しい損害を受けた方	災害の程度に応じて減免
所得激減	事業の廃止や失業などにより、収入が著しく減少した方のうち、総所得金額などが一定額以下の方	所得減少の程度に応じて減免

保険料の納付方法

保険料の納付方法には、受給している年金から保険料が天引きされる「特別徴収」と、納付書や口座振替で納付する「普通徴収」の2通りがあります。納付方法ごとの対象者は右表のとおりです。

※納付書で納付する方には「後期高齢者医療保険料期別納付書」を送付します。

●納付方法の変更について

納付方法を特別徴収から口座振替による普通徴収に変更することができます。変更を希望する場合は、事前に届け出が必要です。

※8月1日(金)までに申請すると、10月から口座振替に変更できます。

申請に必要なもの ①保険証 ②通帳 ③通帳で使用している印鑑

▼後期高齢者医療保険料の納付方法一覧表

対象者	納付方法
①年金の額が年間18万円未満または後期高齢者医療保険料と介護保険料を合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える方	普通徴収
②資格取得などにより、特別徴収へ移行前の方(前年度が①に該当し、今年度が①に該当しない方を含む)	普通徴収
③特別徴収に該当する方で、口座振替を希望し、普通徴収への変更を申し出た方	普通徴収 (口座振替)
④上記の①②③以外の方	特別徴収

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療制度は、高齢の方が安心して医療を受け続けられるようにするための医療制度です。ここでは、後期高齢者医療被保険者証（保険証）の更新や、今年度の保険料額などについてお知らせします。

申請・問合せ先 保険年金課医療担当（☎65・2105）

1 8月から保険証が変わります

後期高齢者医療被保険者証（保険証）の更新

現在、後期高齢者医療保険に加入している方がお持ちの保険証は、7月31日で使用できなくなります。8月1日から使用できる保険証を7月下旬に簡易書留郵便で送付します。受け取る時に、署名または押印が必要です。また、配達時に不在の場合は、郵便受けなどに「不在通知書」が投函されますので、記載された方法で受け取りを行ってください。

※保険証は住民票に記載された住所に送付され、転送されません。送付先を変更したい方は、事前に届け出が必要です。

保険証についての注意事項 ①保険証の貸し借りはできません ②コピーした保険証は使用できません

③保険証をなくした場合などは、再交付の届け出をしてください。

その他 ①保険証の色が変わります ②負担割合（1割または3割）は前年所得に応じて毎年決定しています。保険証の更新に伴い、負担割合が変わることがあります。

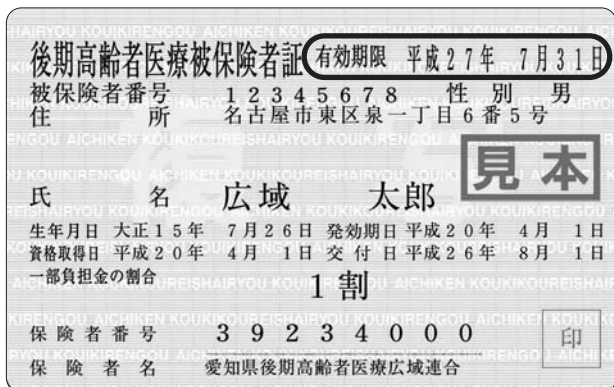
●基準収入額適用申請

負担割合が3割と判定された方でも、前年の収入によっては、申請をすることで負担割合が1割になる方もいます。前年の収入が次のいずれかに該当すると思われる方は申請してください。

申請により1割となる方

- ①後期高齢者医療被保険者が世帯に1人の場合で、その方の収入額が383万円未満
- ②後期高齢者医療被保険者が世帯に2人以上いる場合で、その方たちの収入の合計額が520万円未満
- ③後期高齢者医療被保険者（世帯内に1人で収入が383万円以上）と同一世帯内にほかの健康保険に加入している70～74歳の方がいる場合で、その方たちの収入の合計額が520万円未満

申請に必要なもの 保険証、印鑑（スタンプ印は不可）、確定申告書の控えなど収入が確認できる書類



▲後期高齢者医療被保険者証の見本

医療費の限度額適用・標準負担額減額認定の申請

後期高齢者医療制度には、医療費の自己負担額が減額される「限度額適用認定」や、入院時の食事の自己負担額が減額される「標準負担額減額認定」の制度があります。対象になるとと思われる方は申請してください。

※すでに「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方で、26年度も引き続き

非課税世帯の方には、新しい認定証を7月下旬に郵送しますので申請は不要です。

対象 26年度の市民税（25年所得）が非課税世帯の方

申請に必要なもの 保険証、印鑑（スタンプ印は不可）、過去1年間の入院日数の分かる領収書など（90日を超えている方のみ）

2 26年度の保険料額が決まりました

保険料額は、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」や「後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」などを送付し、お知らせします。

福祉医療制度のお知らせ

福祉医療制度とは、健康の向上と福祉の増進のため、市内在住で、下記の一定条件を満たす方に対して、保険診療で受診した医療費の自己負担額（食事代を除く）を助成する制度です。

各種医療の対象者については下表のとおりですので、該当する方は申請してください。母子家庭等医

療以外の各種申請・変更手続きは、各支所でもできます。

保険証と印鑑（スタンプ印は不可）以外に申請に必要なものや助成内容の詳細については、お問い合わせください。

申請・問合先 保険年金課医療担当（☎65・2106）

医療制度	受 給 対 象 者	そ の 他
子ども医療	中学3年生（15歳到達の年度末）までの方	小学校就学時に障害者医療や母子家庭等医療の対象となる方は、該当医療制度に移行します。移行手続きを行ってください。
障害者医療	小学校就学から64歳までで次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1～3級（腎臓機能障害は4級、進行性筋萎縮症は4～6級を含む）の方 ②療育手帳AまたはB判定の方 ③自閉症状群と診断された方 ④戦傷病者手帳をお持ちの方	身体障害者手帳1～3級の方と療育手帳A判定の方で、65歳から74歳までの間に後期高齢者医療保険へ移行しない場合は、福祉医療制度が使えなくなります。
	65歳から74歳までで次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳の腎臓機能障害は4級、進行性筋萎縮症は4～6級の方 ②療育手帳B判定の方 ③自閉症状群と診断された方 ④戦傷病者手帳をお持ちの方	身体障害者手帳1～3級の方と療育手帳A判定の方で、後期高齢者医療保険に加入した方は、後期高齢者福祉医療の対象となります。移行手続きを行ってください。
母子家庭等医療	次のいずれかに該当する方（児童が18歳到達の年度末まで） ①母子（父子）家庭の母（父）と児童 ②父母のいない児童と、父母のいない児童を扶養している配偶者のいない養育者	扶養している人数に応じて所得制限があります。 新規・更新申請は保険年金課でのみ受け付けます。
精神障害者医療	64歳以下で精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方	65歳から74歳までに後期高齢者医療保険へ移行しない場合は、福祉医療制度が使えなくなります。
	74歳以下で次のいずれかに該当する方 ①障害者総合支援法の支給認定による自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けた方 ②入院を伴う精神障害の診療を受けている方	75歳以上の方は、後期高齢者福祉医療の対象となります。移行手続きを行ってください。
後期高齢者福祉医療	65歳以上で後期高齢者医療保険に加入し、次の福祉医療制度に該当する方 ①障害者医療 ②精神障害者医療	移行しない場合は、福祉医療制度が使えなくなります。
	75歳以上で母子家庭等医療に該当する方	—
	75歳以上の市民税非課税世帯で次のいずれかに該当する方（同一敷地内に親族がいる方や、別世帯の親族の市民税扶養控除対象者を除く） ①単独世帯でお住まいの方（ひとり暮らしの方） ②要介護認定4以上（ねたきり・認知症の方）で3か月以上経過している方	—
養育医療	身体の発育が未熟のまま出生した乳児（未熟児）で、指定医療機関の医師が入院養育を必要と認めた方	—

※受給中に住所や健康保険証の変更があった場合は、必ず届け出をしてください。

「おもてなし大学」を開講します



観光の魅力を来訪者に伝えるためには、おもてなしの心を持って接することが大切です。市では、市内の観光資源を紹介する情報を共有し、情報発信などをする「おもてなし隊」の結成を計画しています。その「おもてなし隊」を育成するための「おもてなし大学」を開講します。

応募資格 市内在住または在勤、在学の18歳以上で、10～12回開催する講座に参加でき、修了後「おもてなし隊」の観光情報通信員として協力できる方

募集人員 40人

講座内容 (予定) 歴史や文化財、観光資源を知る講座、有識者による講座、観光資源を知るためのモニターツアー、観光資源を紹介する案内やガイドの方法、実地研修モニターツアーのガイドなど

申込期限 7月25日(金) ※必着。

申込方法 申込用紙に必要事項を記入の上、直接または郵送、ファクスで商工観光課観光担当(〒445-8501住所不要/FAX57・1321)、または直接西尾観光案内所(名鉄西尾駅構内)、各支所へ。電話での申し込みはできません。申込用紙は各施設に用意。市観光協会ホームページからもダウンロードできます。

その他 ①応募者多数の場合は抽選で決定し、結果を通知します ②8月8日(金)午前10時から、開講式を行います ③講座で必要な経費などは、実費負担となります。

問合せ 商工観光課観光担当 (☎65・2170)

高齢者の肺炎球菌予防接種費用の一部を助成

対象 過去5年以内に肺炎球菌の予防接種を受けたことがなく、次のいずれかに該当する方

- ①後期高齢者医療被保険者
- ②75歳以上の生活保護世帯の方
- ③65歳以上75歳未満の生活保護世帯で、一定の障害がある方

接種期間 7月1日(火)～27年1月31日(土)

接種場所 市内の医療機関

※実施しない医療機関もありますので、詳しくはお問い合わせください。市ホームページでも確認できます。

接種方法 医療機関へ予約し、窓口で後期高齢者医療被保険者証と接種券(生活保護や住民税非課税世帯の方のみ)を提出してください。

助成額 自己負担の内3,000円分を助成。ただし、生活保護や住民税非課税世帯で、接種券を提出し

た方は8,000円を限度に助成します。医療機関の窓口で助成額を差し引いた額をお支払いください。

接種券の発行 接種を希望する生活保護や住民税非課税世帯の方には、接種券を発行します。住民税非課税世帯の方は、保健センターで発行しますので後期高齢者医療被保険者証を持参の上、直接各保健センターへ。生活保護世帯の方は、福祉課で発行します。

その他 現在、国で10月から定期予防接種とすることが検討されています。対象は今年度65、70、75、80、85、90、95、100歳になる方や101歳以上の方で、自己負担がさらに軽減される予定です。詳細が決まり次第、お知らせします。

問合せ 西尾市保健センター (☎57・0661)、吉良保健センター (☎32・3001)